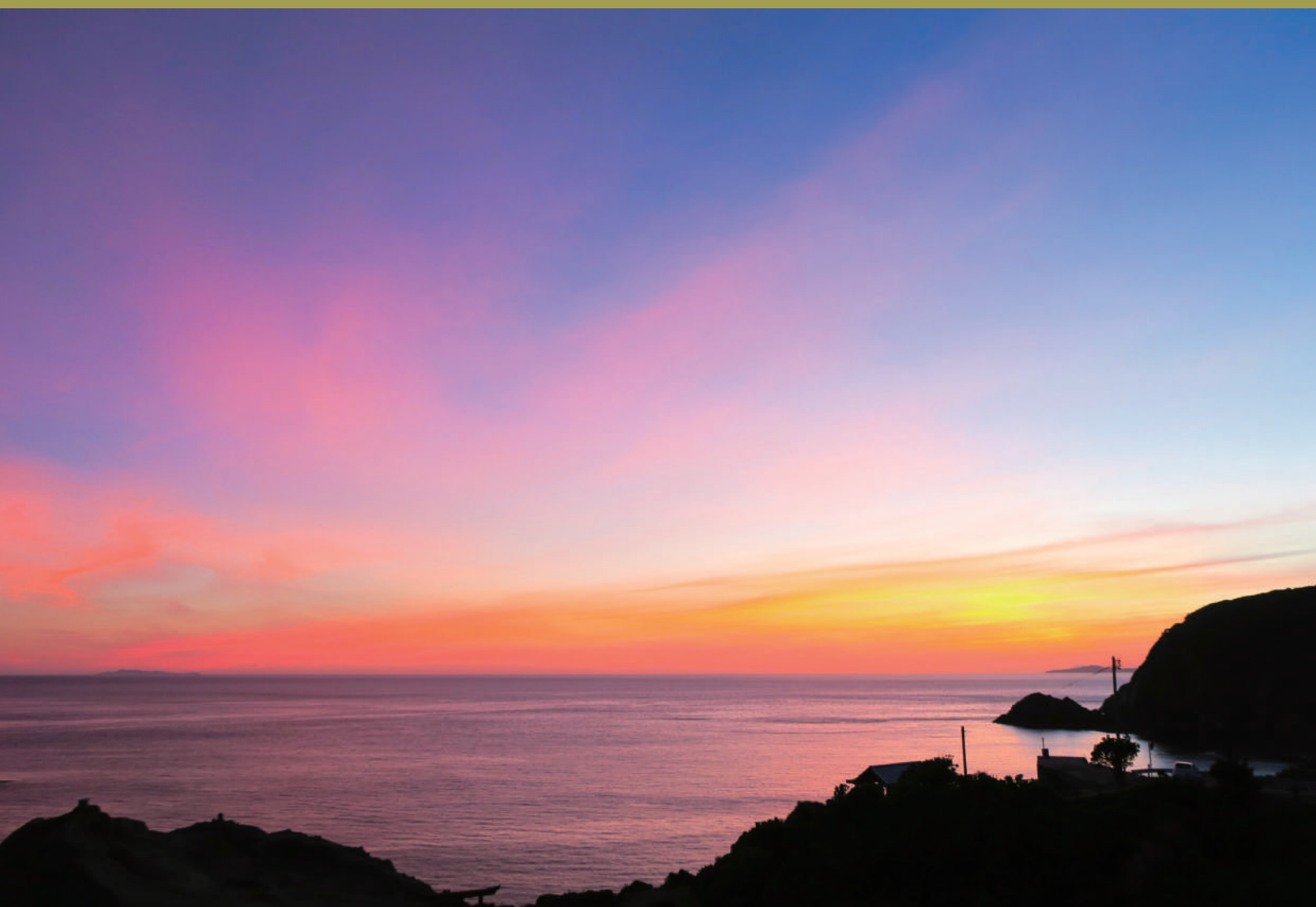


令和2年9月5日発行 通巻259号(発行／一般社団法人 西新井法人会)

西新井法人会報

NISHIARAI HOJINKAI

2020
9
Vol.259



元の隅神社より見た日本海の朝焼け



表紙●元の隅神社より見た日本海の朝焼け
撮影●永田 一雄
(広報委員会 副委員長)

目次

巻頭コラム“風”

「未知なる敵コロナと闘う時代」
広報委員長 市川 貞弘 …… 2

着任のあいさつ 西新井税務署 署長 井上 卓也
西新井税務署 法人課税部門幹部職員等紹介 …… 3

令和2年度 西新井税務署幹部職員異動名簿 …… 4

令和2年度
一般社団法人西新井法人会ブロック別分担表 …… 5

一般社団法人西新井法人会第44回通常総会 …… 6

令和2年度 事業計画 …… 7

西新井税務署幹部職員との名刺交換 …… 8

厚生委員会
法人会の福利厚生制度のご利用を！ …… 9

足立区新型コロナウイルス感染拡大対策融資 …… 10

サービス事業委員会
会員向けサービス事業のご案内 …… 11

西新井優申会 名刺交換会 …… 12

足立区ワーク・ライフ・バランス推進企業募集 …… 13

緊急経済対策における税制上の措置 …… 14～15

西新井税務署からのお知らせ …… 16～17

足立都税事務所からのお知らせ …… 19

警察だより
消防署だより …… 20

東京税理士会 …… 21

催しものインフォメーション
決算法人説明会・新設法人説明会
表紙のことば／編集後記
税務無料相談室 …… 22

巻頭コラム



小川 節子 書

未知なる敵 コロナと闘う時代

広報委員長
市川 貞弘

新型コロナウイルスの感染拡大は日本の経済・社会の弱点を浮き彫りにしました。着実に克服し、経済を回復軌道に乗せなければなりません。

経済再生には需要喚起が不可欠です。国民が安心して外出し、消費ができる環境を早く整えたいところです。不安を取り除くうえで要となるのは万全な医療提供体制です。第一波では、感染の疑いがあっても速やかにPCR検査が受けられませんでした。現在(令和2年7月時)でも国内における新型コロナウイルスに係るPCR検査の1日あたりの最大能力は35,664件で、他の先進国より少ない状態が続いております。検査にあたる医療従事者を増やして、民間検査会社との連携を急ぐことが重要です。

必要に応じて検査が受けられるという安心感を提供してもらいたいものです。

さらに不安軽減への妨げとなったのは、予算執行の遅れです。政府は補正予算で1人10万円の現金給付や中小企業向け持続化給付金制度の創設を決めたが、支給が滞っています。素早く届かなければ、支援の実感が得られません。

個人の銀行口座とマイナンバーが紐付けられておらず、諸外国と比べ、行政手続きのデジタル化の停滞が目立ちます。国と各自治体で情報システムや業務手続きが異なることも混乱を広げたのではないのでしょうか。現金給付のオンライン申請や、感染者に関するデータのやりとりが円滑にできませんでした。

様々な問題点を解決して不安を払拭し、経済の立て直しにつなげるのが急務であると思っています。

結びにコロナウイルスの感染拡大により会員企業の皆様におかれましても大なり小なり影響を受けていることと思いますが、各自自重して、ぜひともこの未知の敵であるコロナウイルス禍を乗り切っていただきたいと思っています。



着任のあいさつ

西新井税務署 署長 井上 卓也

秋涼の候、一般社団法人 西新井法人会の会員の皆様方には、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

私は、この度の人事異動により西新井税務署長を拝命し、国税庁東京派遣監察官室から参りました井上卓也と申します。

前任の中尾同様の御厚情を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

鈴木会長をはじめ、役員並びに会員の皆様方には、平素より法人会活動を通じ、税務行政の円滑な運営に対しまして、深い御理解と格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

貴会におかれましては、税に関する各種研修会の開催のほか、各種イベントに積極的に参加され、税を考える週間行事では中心的な役割を果たしていただくなど、税知識の普及や納税道義の高揚等に積極的に取り組まれているほか、地域社会にも多大な貢献をされており、大変有意義な会活動を展開されております。

なお、貴会は長期に渡り極めて高い組織率を維持されており、昨年度は会員数5,000社以上の大規模単位会において加入率20年連続「日本一」という偉業を達成されておられます。

このことは、連年、役員並びに会員の皆様方が並々ならぬ御熱意をもって法人会活動に御尽力された成果であり、皆様方の強い思いに心より敬意を表する次第でございます。

さて、本年は新年早々から現在に至ってもなお続く「新型コロナウイルス感染症」により世界的に多大な影響が出

ているところです。

我が国でも、4月には「緊急事態宣言」が発出され、外出自粛や店舗の営業自粛などにより、多くの国民に甚大な影響が生じております。

貴会におかれましては、「一泊研修旅行」の中止や「通常総会」の縮小開催を余儀なくされたほか、毎年参加されていた「舎人公園千本桜まつり」、「あだち区民まつり」の開催が中止になるなど、過去に誰も経験したことのない状況が続いております。

この様な状況の中、政府は、財政・金融・税制に様々な措置を講じております。

税制上の措置では、申告期限の延長や納税の猶予制度の特例、消費税の課税選択の変更に係る特例等が施行されています。

また、申告や納税につきましては、税務署や金融機関など人の集まる場所に出向く必要のないe-Taxによる申告や電子納税・ダイレクト納付がありますので、今一度御検討いただきますようお願い申し上げます。

一日でも早い新型コロナウイルス感染症の終息と皆様の御企業及び西新井法人会の活発な事業活動の復旧を心から願っております。

結びに当たり、一般社団法人 西新井法人会のますますの御発展と、会員の皆様方の御健勝並びに御事業の御繁栄を心から祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。

西新井税務署 法人課税部門幹部職員等紹介



副署長
松橋 孝



副署長
秋庭 茂美



特別国税調査官(法)
矢崎 道



総務課長
清水 竜也



法人課税第1統括官
伊辺 憲幸



法人課税第2統括官
中斉 敦志



法人課税第3統括官
横山 勇司



法人課税第4統括官
児玉 光史



法人総括上席
福住 夕香子



法人審理上席
谷村 潤也



法人審理官
武部 亮達

令和2年度 西新井税務署幹部職員異動名簿

順不同

官 職	異動前		異動後	
	氏 名	転 出 先	氏 名	前 任 署 等
署 長	なか お しろ う 中尾 嗣郎	ご勇退（再任用）	いの え た く や 井上 卓也	長官官房・東京派遣・主任監察官
副 署 長	すみ よ し ひろ と 住吉 浩人	札幌局・札幌北・法人特官	まつ は し た か し 松橋 孝	留任
副 署 長	まつ は し た か し 松橋 孝	留任	あ き ば し げ み 秋庭 茂美	総務・営繕管理官・補佐
特別国税調査官（法）	さ と う げ ん 佐藤 源	ご勇退（再任用）	や ざ き だ い 矢崎 道	査察・査察 21・総括主査
総 務 課 長	き ど れ い こ 城戸 鈴依子	神田・総務・課長	し み づ た つ や 清水 竜也	査察・査察総括一課・総括主査
管理運営第1統括官	や じ ま か ず ひ こ 矢島 和彦	調一・調査総括課・補佐	た な か つ ぐ と 田中 嗣人	総務・事務管理一課・主任分析官
管理運営第2統括官	は し づ め ふ み ひ こ 橋爪 史彦	ご勇退（再任用）	さい と う と し お 齋藤 敏雄	江東西・管運2・統括官
管理運営第3統括官	まる も り け い こ 丸森 桂子	ご勇退（再任用）	む か え よ し の り 迎 義典	松戸・管運1・統括官
徴 収 第 1 統 括 官	し み づ の り ひ こ 清水 伯彦	徴収・特整・総括主査	さい と う ま ゐ 齋藤 衛	練馬東・徴収1・統括官
徴 収 第 2 統 括 官	た け ざ わ ま さ ゆ き 竹澤 正幸	千葉東・徴収2・統括官	あ り と う り ょ う 有藤 良	税大東研
個人課税第1統括官	みな み や ま か つ あ き 南山 勝昭	品川・個人1・統括官	く つ み づ ま さ ひ こ 杓水 雅彦	向島・個人1・統括官
個人課税第2統括官	の だ し ん ご 野田 辰吾	市川・個人3・統括官	す が わ ら よ し え い 菅原 良栄	柏・個人2・統括官
個人課税第3統括官	や ま も と た か し 山本 卓	留任	や ま も と た か し 山本 卓	留任
資 産 課 税 統 括 官	む と う あ き ら 武藤 章	新宿・特官（資産）	ひ の と あ り ゐ 日戸 恵	柏・資産3・統括官
法人課税第1統括官	い べ の り ゆ き 伊辺 憲幸	留任	い べ の り ゆ き 伊辺 憲幸	留任
法人課税第2統括官	なか さい あ つ し 中斉 敦志	留任	なか さい あ つ し 中斉 敦志	留任
法人課税第3統括官	なか が わ し ん じ 中川 伸二	市川・法人3・統括官	よ こ や ま ゆ う じ 横山 勇司	査察・査察 28・主査
法人課税第4統括官	お の ぎ と ひろ し 小野里 弘	京橋・法人12・統括官	こ だ ま こう じ 児玉 光史	板橋・法人8・統括官
法 人 総 括 上 席	さ と う ゆ う こ 佐藤 ゆう子	小石川・法人・総括上席	ふ く づ み ゆ か こ 福住 夕香子	日本橋・法人・上席
法 人 審 理 上 席 （法人会担当）	た に む ら じ ゅ ん や 谷村 潤也	留任	た に む ら じ ゅ ん や 谷村 潤也	留任
法 人 審 理 官 （法人会担当）	た け べ よ し ひろ 武部 亮達	留任	た け べ よ し ひろ 武部 亮達	留任

※速報につき、誤りなどありましても、お許しいただくようお願いします。

令和2年度 一般社団法人 西新井法人会 ブロック別分担表

〈担当副会長名〉 京北開発(株) 小金井 勝利

令和2年7月現在

ブロック	担当統括官氏名 (担当審理官氏名)	ブロック長名 (担当事務局職員氏名)	支 部 名	支 部 長 名		担 当 町 名
				法 人 名	代 表 者 名	
1	法1統括官 伊辺 憲幸 〔谷村 潤也〕	(株)岩野土建 岩野 亮一 (新藤 広美)	舎人	(株)岩野土建	岩野 亮一 (兼 任)	舎人1～6、 古千谷本町2、3の一部
			入谷	(有)フルール花ぐみ	福田 義和	入谷1～9
			北足立市場	千印青果(株)	井出 欽一	北足立市場
2	法1統括官 伊辺 憲幸 〔谷村 潤也〕	(有)元井石材店 元井 一壽 (新藤 広美)	古千谷伊興	スズキバック(株)	鈴木 道啓	古千谷本町1～4、 西伊興4、東伊興3
			西伊興	フジサービス(株)	加藤 勝久	西伊興1～3
			伊興第一	(有)くまくら	熊倉 勇	伊興1～5、西竹の塚1
			伊興第二	米川商事(有)	米川 豊	東伊興1～4、 伊興本町1～2、 西竹の塚2
3	法1統括官 伊辺 憲幸 〔谷村 潤也〕	(株)リピック建設 齋藤 正 (南 貴幸)	西新井第一	(名)武蔵屋	江川 彰一	西新井1、5～7
			西新井第二	(有)西賢	足立 賢一	西新井2～4
			栗原栄町	エモーションプラス(株)	岩田 幹生	栗原3～4、 西新井栄町1～3
			島根栗原	(株)エヌ・アンド・エス	名取 鉄朗	島根1～4、栗原1～2
4	法1統括官 伊辺 憲幸 〔谷村 潤也〕	(有)田辺石油 井上 治男 (南 貴幸)	加賀鹿浜	(有)テイホク自動車	小林 満	加賀1～2、鹿浜6～8
			谷在家皿沼	(株)アイワコピー	松岡 隆司	谷在家1～3、皿沼6～8
			鹿浜	小山企画(有)	小山 豊	鹿浜1～5
			堀之内 椿 江北	(株)林地下工業	林 俊二	堀之内1～2、椿1～2、 江北6～7
5	法1統括官 伊辺 憲幸 〔谷村 潤也〕	(株)大江戸 齊藤 実 (南 貴幸)	江北	太陽工業(有)	神林 京子	江北1～5
			扇	(有)川重倉庫	川名 一重	扇1～3
6	法1統括官 伊辺 憲幸 〔谷村 潤也〕	日成商事(有) 茂 木 繁 (高梨 倫行)	本木	(株)小澤鍍金工業	小澤 榮男	本木1～2、本木東町、 本木西町、本木南町、 本木北町
			関原	(有)欠塚製作所	欠塚 勝郎	関原1～3
			西新井本町	(株)K・G・B	汲田 浩昭	西新井本町1～5
			興野	(有)茂木観光	茂木 芳治	興野1～2
7	法1統括官 伊辺 憲幸 〔谷村 潤也〕	(株)藤信製作所 藤沼 次男 (高梨 倫行)	梅島	(株)福永工務店	福永 誠二	梅島1～3
			梅田第一	(株)生花千草園	吉田 誠一	梅田1～4
			梅田第二	(株)マツモト	松本 一郎	梅田5～8
8	法1統括官 伊辺 憲幸 〔谷村 潤也〕	カントー(株) 川上 雅俊 (高梨 倫行)	新田	太陽プラント(株)	諏訪 法和	新田1～3
			宮城	(株)マルサン	坂田 和夫	宮城1～2
			小台	(株)渡部工務店	渡部 淳一	小台1～2

一般社団法人西新井法人会第44回通常総会

令和2年5月22日金／西新井法人会館

◆会員総数 5,583 社 ◆出席社数 63 社 ◆委任状提出社数 2,947 社 ◆議決権総数 3,010 社



第44回通常総会は新型コロナウイルス感染予防の為にマスクを着用したままでの提案審議となること、自席での挨拶・提案等変則的での総会となりました。議事に入る前に司会者より定足数の報告があり、過半数を超える議決権数に達し本総会が適正に成立した旨発表がありました。式次第に則り、鈴木副会長より開会のお言葉をいただきました。次に鈴木会長の挨拶において来賓・関係各位の皆様、数々のご協力とご指導に対して感謝とお礼を述べられた後、定款に基づき議長となられ、議事録署名人に元井一壽様・大塚ヒサ子様を選任し議事に入りました。

第1号議案「令和元年度収支決算並びに監査報告承認の件」の収支決算を横瀬財務委員長より、監査報告を渡辺監査監事より報告があり、承認可決されました。

「報告事項(1) 令和元年事業報告及び令和2年度事業計画、(2) 令和2年度収支予算」については各自お目通

しいたぐ形式とさせていただきます。

続きまして、西新井税務署・中尾署長よりご挨拶を賜りましたので司会者より代読いたしました。新型コロナウイルスによる影響が拡大し経済・事業活動において経験したことのない厳しい状況下に置かれていること、又大規模法人会の有意義な活動の中で20年連続加入率1位を達成した西新井法人会に御礼の言葉をいただき、そして新型コロナウイルス感染症による影響を受けた企業や個人に向け税制上の特例措置や申告期限の延長制度等があることを教えていただきました。結びに安江副会長より閉会のお言葉をいただきました。

コロナ感染症の一日でも早い収束と普通の日常が戻り、様々な会員活動・会員相互の交流が出来るようになる事を祈念いたします。

(総務委員会 副委員長 清水 篤)



ワールド観光バス(株)

平成23年、公益社団法人日本バス協会は[SAFETY BUS]〈貸切バス事業者安全性評価認定制度〉をスタートさせました。厳しい条件を満たした会社だけに[SAFETY BUS]が発行されます。

きめこまやかな社員教育で安心、安全、快適なバスの旅を提供する為に取り組んでいます。

当社にも23年12月、認定証番号 11-0207でシンボルマークのステッカーが交付されました!

小型バスから～大型バスまで



本社 〒123-0862 東京都足立区皿沼1-13-3
電話 03(3897)2809 FAX 03(3897)2830
営業所 東京・品川・埼玉・神奈川
ホームページ <http://www.worldbus.co.jp/>

令和2年度 事業計画

(事業基本方針)

当法人会は、下記の「法人会の基本的指針」に則り、納税意識の向上、会員企業経営者の一層の研鑽、地域社会への協力と貢献を図り組織と研修活動の充実等、次の重点事項を忠実に実行に移すとともに全法連、東法連、各単位会との連携を密にして、会員の為の法人会事業活動を円滑に施行する。

記

・法人会の基本的指針

法人会はよき経営者をめざすものの団体として会員の積極的な自己啓発を支援し納税意識の向上と企業経営及び社会の健全な発展に貢献します。

(重点事項)

本年度においては、次の諸事項について重点的に施策を講ずる。

1 税務行政への協力

申告納税制度の確立に寄与するため税務当局との相互信頼関係を更に深め、会員の意見の反映を図り税務行政の円滑な運営に協力する。

2 租税負担の合理化

適正公平な税制と租税負担の合理化を図るため、税制の研究を行い、東法連、全法連を通じ、国会に対し強く要望し、その実現に努める。

3 企業経営の健全化と税知識の普及

企業経営の健全な発展と、経営合理化に資するため、研修会、説明会等を通じて経営、経理、税務の知識の普及及び情報の提供に努める。

4 組織の充実・強化

健全な納税者団体として事業の公益性を高めるため、会員の維持、拡大を図るとともに、組織の質的向上に努める。

5 支部活動の活性化

支部及び法人会活動の活性化を図るため、多様化した会員のニーズに即した研修会、懇談会等を開催し、会員企業の発展に貢献する。

6 財政基盤の確立

会財政の健全化のため、会費自動振替の充実を図る。

7 福利厚生事業の拡充

福利厚生事業の拡充に努める。

8 社会貢献活動の推進

組織力を十分に生かし、関係友誼団体との連携のもと、地域社会より信頼を得るよう、尚一層の社会貢献活動の推進を図る。

9 収益事業の推進拡大

会の財政基盤及び組織の充実強化を図るため、収益事業の推進拡大を図る。

10 法人会体制の整備

公益法人制度改革に対応するため、東法連、全法連及び単位会間の連携強化に努める。また、個人のプライバシー保護の為、個人情報の管理徹底を図る。

格安レンタカー! 配車も可能! マンスリー、短期リースプランもご用意!

足立レンタカー

REASONABLE AND HIGH QUALITY
TOKYO RENT A CAR

楽しみ方いろいろ

各種プラン有

取扱い車種多数! シーズン中は
早めのご予約を!

Tel. 03-5856-9204

長期リースの場合もお気軽
にご相談ください!

足立レンタカー (東京ユーボス)

〒121-0836 東京都足立区入谷 5-15-13
HP: <http://www.tokyo-upohs.jp/> (東京ユーボス)

西新井税務署幹部職員との名刺交換

令和2年7月16日(金)／西新井法人会館



7月の定期異動に伴う、西新井税務署幹部の方々とは法人会役員との恒例の名刺交換会が、16日午後、例年行われている署別棟会議室ではなく西新井法人会館にて開催されました。

今年は例年とは状況が違い、新型コロナウイルス感染拡大の中開催が危ぶまれていましたが、新藤局長はじめとする事務局のご尽力により、見事に三密対策をとっていただき、参加者全員不安感を覚える事ありませんでした。

始めに法人会鈴木会長が歓迎の言葉を述べ、当会は5

千社以上の全国大規模法人会で20年連続 NO.1 という実績を説明されました。続いて井上署長から着任のご挨拶をいただき、以前足立税務署で法人会担当の経験がありとのことで、大変心強い言葉をいただきました。

その後法人会、署、出席者全員の紹介が行われ、最後に名刺交換を終えて無事終了致しました。

梅雨空が続く中、この日だけは奇跡的に晴れ間がのぞきました。これはまさしくこれから始まる会員増強運動に対して、希望の光を暗示しているのではないかと感じました。
(広報委員長 市川 貞弘)

さくら観光バス株式会社

～記憶に残る旅のお手伝い～

大型観光バス 8 台保有

36 席 × 1 台 夜行移動に最適 !!
40 席 × 4 台 少し余裕を持った座席間隔
45 席 × 3 台 サロン席ならやっぱりこれ !!

※全車充電用コンセント / Free Wi-Fi 搭載

〒121-0831

東京都足立区舎人 1-21-15

T E L : 03-5647-6139

F A X : 03-5647-6539

E-mail: info-t@sakura-kankou.jp

東京営業所



一字を大切にしています。

- 取材、原稿整理、校正、レイアウトから印刷・製本・発送まで。
- 出版業務では、東販・日販などを通じての全国書店販売も承っております。
- 小説、評論、自分史、会社記念史、学校記念史、各種報告書、各種カタログ、社内報、地域報など。

株式会社 のべる出版企画 ☎03-3896-6506

〒123-0864 東京都足立区鹿浜 3-4-22 のべるリージョン 2F

<http://www.novelsyuppan.com>

Email: novel-syuppan@nifty.com

原稿作成、出版、印刷、校正、レイアウトのことなら、
のべる におまかせください。

足立区

緊急!

新型コロナウイルス

感染拡大対策!

緊急経営資金申込を9/30まで受け付けています!

融資限度額 1000万円

■信用保証料

全額 ※1 補助

※1 借換資金の場合、信用保証料補助はありません

■利子補給

1年目

全額 補助(上限3%) ※2

2年目以降5年目まで

貸付利率の2/3(上限1.6%)

※2 貸付利率が3%を下回る場合は貸付利率と同率

対象事業者

以下の要件を全て満たす中小企業者

- 1 年以上継続して事業を営む中小企業者であること
- 足立区内に1年以上住所(法人は本店または支店登記)を有すること
- 保証協会の保証対象業種を営み、営業に関し必要な許認可を受けていること
- 区民税(法人都民税)その他税金の未申告・滞納がないこと
- 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、令和2年2月から融資あっせん申込月の前月までの間で、売上高実績が前年同月と比較して1円以上減少している月が1か月でもあること

! 必要書類など、本融資ご利用にあたっての詳細は、区ホームページを確認するか、お電話でお問い合わせください。

融資あっせん問い合わせ先

産業経済部 企業経営支援課 相談・融資係

〒120-8510

足立区中央本町一丁目17番1号 南館4階

Tel 03-3880-5486 Fax 03-3880-5605

kigyo-shien@city.adachi.tokyo.jp

融資あっせん申込窓口

足立区役所 中央館2階 特設会場

受付時間 9時~15時(平日)

※予約不要



東武スカイツリーライン 梅島駅から徒歩12分
北千住駅から都営バス北47系統乗車
「足立区役所」または「足立区役所前」下車徒歩1分

●会員向けサービス事業のご案内●



サービス事業委員会
委員長 小泉 公男

サービス事業委員会では、会員向けサービス事業として、会員企業様の様々な要望に応えられる各種事業を行っております。

今回、以下に各社の推進員紹介もさせていただきます。

支部役員会、税務研修会等を含め、会員の皆様と接する機会が増えると思います。会員企業のためのサービス事業ですので、何卒宜しくお願い申し上げます。

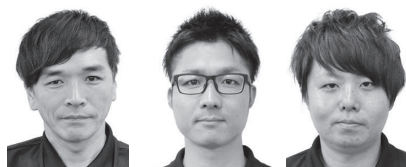
(サービス事業委員会 委員長 小泉 公男)

複写機等、OA 機器の導入サポート

●リステージ株式会社●



田中 健一 坂田 陽光 西玉 靖 小島 晋



上野 勇一郎 山本 直人 松尾 直樹

オーダースーツ 特別価格ご優待

●エフワン株式会社●



市原 耕司 高田 直矩

総合火災共済 ・ 自動車総合共済 ・ 傷害総合保障共済 ・ 医療総合保障共済

●東京都火災共済協同組合●



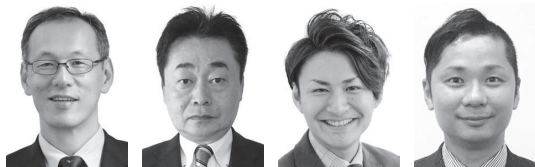
小島 暁史

医療保険・死亡保険等

●メットライフ生命保険株式会社●



本田 善康 稲田 洋成 山本 孝三 皆木 勇紀



田妻 俊也 北村 晋次 宮崎 裕司 平 雷太

外国人技能実習制度、 助成金診断・申請無料サポート

●一般社団法人アソシエイト●



福田 謙介 杉本 和俊

ETC高速料金割引

法人会推奨 ETCカード 発行サービス

●ETC最適化窓口 サポートセンター●



田中 真

初心者の方、経験者の方、どちらも歓迎!!

RMS ELZ

GOLF SCHOOL & GOLF SHOP

インドアゴルフスクール / ゴルフショップ
シャフト、グリップ交換

定休日 / 火曜日

東京都足立区谷在家 2-12-3 TEL. 03-5837-4344

『西新井法人会報』
広告募集!

掲載料金・スペース

一 枠	(天地 50mm × 左右 83mm)	¥10,000 (1回)
二 枠	(天地 50mm × 左右 175mm)	¥20,000 (1回)
A4 タテ	(天地 297mm × 左右 210mm)	¥100,000 (1回)

※掲載は、4回単位になります。
※掲載に関しては、広報委員会において、広告内容を審議した上で、掲載を決定致します。
※上記は全て消費税込の金額になります。

西新井優申会 名刺交換会

令和2年7月16日(金)／西新井法人会館



西新井税務署幹部職員の皆さま



西新井優申会役員

7月16日、本年の定期異動により西新井税務署にご着任された署幹部の皆さまと西新井優申会役員との名刺交換会が行われました。初めに、優申会横瀬会長より井上卓也署長を始めとする新任の皆さまに歓迎のご挨拶があり、続いて井上署長より着任のご挨拶がありました。井上署長は以前に足立税務署にご勤務された経験があ

り、足立区には親しみをお持ちとのことでした。その後、署幹部の皆さまと優申会役員が相互に紹介しあい、名刺交換後、最後に意見交換を行ない新型コロナウイルス禍の中での税務署における対応状況などをお聞きして、和やかなうちに名刺交換会が終了しました。

(西新井優申会 副会長 渡邊 浩)

各種宴会・出張パーティ・お弁当承ります。

株式会社 **さくら**
レストラン



TEL 千住店 3870-4446 FAX 3870-4456

わかばケアセンター
居宅介護支援・訪問介護・デイサービス

地域密着の介護ネットワーク

足立区内に8拠点の
安心サポート体制

- 事業所一覧
- デイサービスわかば
- わかばケアセンター五反野
- わかばケアセンター大谷田
- わかばケアセンター六町
- わかばケアセンター扇
- わかばケアセンター竹の塚
- わかばケアセンター綾瀬
- わかばケアセンター西新井
- わかばケアセンター伊興

わかばケアセンター
www.wakaba-care.co.jp

介護に関するお悩みなど、お気軽にご相談ください。
TEL03-5809-6202



＼企業の価値を高める！／

足立区ワーク・ライフ・バランス 推進企業募集



応募対象

事業の本拠地が足立区内にあり、
従業員数がおおむね300人以下の企業または法人



応募期間

令和2年6月10日(水)～8月14日(金)

応募方法

1 応募書類を入手する

電話で
請求する場合
03-3880-5222

WEBの場合
(QRコードから)



2 応募書類を提出する

足立区梅田 7-33-1 エル・ソフィア内
足立区区民参画推進課 宛てに郵送

①～⑤の分野において、獲得した数に応じて★～★★★★のレベル別に企業を認定します

1 経営者の取組み

- ✓ 業務の見直し
- ✓ マニュアル整備に取り組んでいる など

2 健康経営の取組み

- ✓ 禁煙・分煙の取組み
- ✓ ストレスチェックの実施 など

3 女性活躍の取組み

- ✓ 女性労働力の積極的な活用
- ✓ 女性が働きやすい
社内の環境整備 など

4 仕事と育児・介護の取組み

- ✓ 育児・介護支援の制度が整備されている
- ✓ 育児・介護休業取得者への
積極的な復職支援 など

5 職場の環境整備

- ✓ 従業員の公平な評価制度がある
- ✓ 残業時間削減に取り組んでいる など

①～⑤のうち
1つでも当てはまれば
ぜひご応募ください！

認定までのスケジュール

Step1

応募書類の提出

令和2年6月10日(水)～
8月14日(金)

Step2

企業へ訪問・ヒアリング

令和2年
8月中旬～9月下旬

Step3

認定審査

令和2年 11月上旬

Step4

認定企業決定

令和2年 12月上旬

お問い合わせ先

足立区地域のちから推進部区民参画推進課

【電話】3880-5222 【FAX】3880-0133 【E-mail】danjo@city.adachi.tokyo.jp



新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ 緊急経済対策における税制上の措置

令和2年4月30日に「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」等が国会で成立し、感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている事業者等に対し、緊急に必要な税制上の措置が講じられました。

1 納税の猶予制度の特例

イベントの自粛要請や入国制限措置など、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための措置に起因して、多くの事業者の収入が急減しているという状況を踏まえ、**無担保かつ延滞税なしで1年間**、納税を猶予する特例が設けられます。基本的には**全ての税目**が対象です（印紙で納付する印紙税等は除く）。また、社会保険料についても同様の特例措置が講じられます。

特例の概要

- ▷令和2年2月から納期限までの一定の期間（1カ月以上）において、収入が大幅に減少（**前年同期比概ね20%以上の減**）した場合について1年間納税を猶予。
- ▷一時の納税が困難と認められる場合に適用。
 - ・少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮するなど納税者の置かれた状況に配慮し適切に対応。
 - ・収支や財産状況を示す書類の提出が必要。提出が困難な場合は口頭説明も可能。
- ▷担保は不要。
- ▷延滞税は免除。

【申請手続】

令和2年6月30日、又は納期限（申告納付期限が延長された場合は延長後の期限）のいずれか遅い日までに申請が必要です。なお、申請書のほか、収入や現預金の状況がわかる書類を提出する必要がありますが、提出が難しい場合には、口頭で状況を説明します。

また、本特例は、既に納期限が過ぎている未納の国税、地方税（他の猶予を受けているものを含む）についても、遡って特例を適用することができます。

【適用時期】

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する国税、地方税について適用されます。

2 欠損金の繰戻しによる還付の特例

これまで、中小企業者等（資本金の額が1億円以下の法人など）が利用可能だった青色欠損金の繰戻し還付制度について、**資本金の額が1億円超10億円以下の法人**も利用可能となりました。ただし、大規模法人（資本金の額が10億円を超える法人など）の100%子会社及び100%グループ内の複数の大規模法人に発行済株式の全部を保有されている法人等は除かれます。

【適用時期】

令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終

了する各事業年度に生じた欠損金に適用できます。

3 テレワーク等のための中小企業の設備投資税制

中小企業経営強化税制の対象設備である特定経営力向上設備等に、経済産業大臣の認定を受けた経営力向上計画に記載された遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備が、テレワーク等のための設備投資に係る新たな類型（デジタル化設備）として追加されます。

具体的には、以下の特定経営力向上設備等を取得等した場合、**即時償却又は7%（資本金が3,000万円以下の法人は10%）の税額控除**が適用できます。

新たな類型（デジタル化設備）

- （要件）遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備
（対象設備）機械装置、工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア

【適用時期】

令和3年3月31日までに取得をして事業の用に供した場合に適用されます。

4 消費税の課税選択の変更に係る特例

消費税の課税事業者選択届出書（課税事業者選択不適用届出書を含む）については、**原則として課税期間の開始前**に提出する必要がありますが、新型コロナウイルス感染症により、経営に大きな影響を受けている事業者につき、次の適用要件に該当するときは、税務署に申請し、税務署長の承認を受けることにより、**課税期間の開始後であっても**、課税事業者を選択する（又はやめる）ことが可能となる特例が設けられます。

適用要件

- ① 特例に係る法律の施行（令和2年4月30日）後に申告期限が到来する課税期間において、
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月1日から令和3年1月31日までの期間の内、**一定期間（1カ月以上の任意の期間）の収入が、著しく減少（前年同期比概ね50%以上減少）した場合で、かつ、**
- ③ 当該課税期間の申告期限までに申請書を提出した場合
（注1） 原則として、消費税の申告期限は以下の通りです。
 - ▷法人：課税期間の終了の日の翌日から2カ月
 - ▷個人：課税期間の翌年の3月末
（注2） 国税通則法11条（災害等による期限の延長）の規定に基づく期限延長については、最寄りの税務署にご相談ください。

なお、本特例の適用を受けて、課税事業者を選択する場合は、**課税事業者を2年間継続する必要はありません**。

【適用時期】

特例法の施行日（令和2年4月30日）以後に確定申告書の提出期限が到来する課税期間について適用されます。

5 中小企業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の措置のため、厳しい経営環境に直面している（※）中小企業者等に対して、**令和3年度課税の1年分に限り、償却資産と事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1又はゼロとする措置が講じられます。**

（※）令和2年2月～10月までの**任意の3カ月間**の売上高が、前年の同期間と比べて、

30%以上50%未満減少している者	2分の1
50%以上減少している者	ゼロ

【適用時期】

令和3年1月31日までに、**認定経営革新等支援機関等**（税務、財務等の専門的知識を有し、一定の実務経験を持つ支援機関など（税理士、公認会計士、弁護士など））の認定を受けて各市町村に申告した者に適用されます。

6 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、生産性革命の実現に向けた償却資産に係る固定資産税の特例措置について、適用対象を拡充した上で、生産性向上特別措置法の改正を前提に、令和5年3月31日まで適用期限が2年間延長されます。

適用要件
▷対象資産に、 事業用家屋と構築物 を追加 ・事業用家屋は取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの ・構築物は旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上する一定のもの ※事業用家屋・構築物ともに、 中小事業者等の認定先端設備導入計画に位置付けられたもの ▷生産性向上特別措置法の改正を前提に令和4年度までの2年間に限り延長（令和5年3月31日まで）

7 特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税措置

公的金融機関や銀行等が、新型コロナウイルス感染症で経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書のうち、令和3年1月31日までに作成されるものについて、**印紙税が非課税**となる措置が講じられます。

なお、特別貸付けとは、当該機関が行う他の金銭の貸付け条件に比し特別に有利な条件で行うものをいいます。
（注）施行日の前日（令和2年4月29日）までに作成され

たものにつき印紙税が納付されている場合には、当該納付された印紙税については、過誤納金とみなして還付されます。

8 住宅ローン控除の適用要件の弾力化

新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等によって住宅への入居が遅れた場合でも、定められた期日までに住宅取得契約が行われている等の一定の場合には期限内に入居したのと同様の住宅ローン控除を受けられるよう、適用要件が見直されました。

適用要件
(1) 住宅ローン控除の控除期間13年間の特例措置（入居期限：令和2年12月31日⇒令和3年12月31日） ① 注文住宅の新築は令和2年9月末、分譲住宅、既存住宅の取得や、増改築等は令和2年11月末までに契約が行われていること ② 新型コロナウイルス感染症の影響で、注文・分譲・既存住宅又は増改築等の住宅への入居が遅れたこと (2) 既存住宅を取得した際の住宅ローン控除の入居期限要件（取得日から6カ月以内⇒増改築等完了の日から6カ月以内） ① 既存住宅取得の日から5カ月後まで、又は関連税制法の施行の日（令和2年4月30日）から2カ月後まで、いずれかの期日までに増改築等の契約が行われていること ② 取得した既存住宅に行った増改築等について、新型コロナウイルス感染症の影響で、増改築等後の住宅への入居が遅れたこと

9 その他の項目

・自動車税、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の特例措置の延長

自動車税、軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限が6カ月延長され、令和3年3月31日までに取得した自家用乗用車（登録車・軽自動車）について適用されます。

・耐震改修した住宅に係る不動産取得税の特例措置の適用要件の弾力化

耐震基準不適合既存住宅を取得後に耐震改修した場合の不動産取得税の特例措置について、当該住宅をその取得の日から6月以内に入居できなかった場合でも、一定の要件を満たせば、令和3年度末（令和4年3月31日）までの入居分については、当該特例措置を適用できるなど所要の措置が講じられます。

・文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した観客等への寄附金控除の適用

政府の自粛要請を踏まえて文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対し、観客等が入場料等の払戻しを請求しなかった場合には、一定の条件のもと、放棄した金額について、寄附金控除（所得控除又は税額控除）の対象となりました。





西新井税務署からのお知らせ



財務省・国税庁

【特例制度版】

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税の納付が難しい方へ

納税の猶予をご利用ください

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することが困難な場合は、税務署に申請することにより納税が猶予されます。

○ 現行の猶予の要件（幅広い方が認められます。）

- ・ 一時の納税により、事業の継続・生活維持を困難にするおそれがある。
- ・ 納税について誠実な意思を有する。
- ・ 猶予を受けようとする国税以外の滞納がない。
- ・ 納付すべき国税の納期限から6か月以内に申請書の提出がある。

（注）1 担保の提供が明らかに可能である場合を除いて担保は不要です。

2 既に滞納がある場合や申請期限を過ぎた場合は、税務署長の職権で猶予を検討します。

○ 現行の猶予が認められると…

- ・ 原則として1年間納税が猶予されます（資力に応じて分割納付となります。）。
- ・ 猶予中は延滞税が軽減されます（通常 年8.9%→軽減後 年1.6%※）。

※ 令和2年中における延滞税の利率

申請による換価の猶予 国税徴収法第151条の2

収入が概ね2割以上減少している方には、更に有利な特例があります

納税の猶予に『特例（特例猶予）』が創設されました！

延滞税なし

1年間猶予

無担保

特 例 猶 予 の 要 件

○ 以下の①、②のいずれも満たす方が特例の対象となります。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等にかかる収入（注）が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
- ② 一時に納税することが困難であること。

（注）収入には、事業収入のほか、給与収入などの定期的な収入も含みますが、譲渡所得などの一時的な収入は含まれません。

○ 納付すべき国税の納期限までに申請書の提出が必要です（注）。

（注）やむを得ない理由があると認められるときは、納期限後でも申請できますので、所轄の税務署（徴収担当）にご事情をお申し出ください。

○ 令和2年2月1日から同3年2月1日までに納期限が到来する国税が対象です。

納税の猶予の特例 新型コロナ特法第3条



令和2年6月



西新井税務署からのお知らせ



まずは「国税局猶予相談センター」へ電話でお早めにご相談ください

- 猶予制度に関するお問合せについては、「国税局猶予相談センター」（フリーダイヤル等）をご利用ください。

【受付時間】 8 : 30 ~ 17 : 00（土日祝除く。）

【電話番号】 国税局によって異なりますので、国税庁ホームページをご覧ください。
https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan/callcenter/index.htm

電話番号はこちら



猶 予 の 申 請 方 法

「納税の猶予申請書」を所轄の税務署（徴収担当）に提出してください。

申請は郵送（様式は国税庁HPから入手可能）又は e-Tax をご利用ください。

- 申請書の作成が難しい場合は、国税局猶予相談センター（フリーダイヤル等）にお気軽にご相談ください。
- 収支状況などの確認のため、預金通帳や売上帳等の書類の準備をお願いしますが、書類の提出が難しい場合は、職員が口頭でお伺いします。

ご注意くださいこと

- 特例猶予は、納期限までに申請が必要です。
- 特例猶予が受けられない場合でも、要件を満たせば、現行の猶予が受けられる場合があります（現行の猶予は、納期限から6か月以内に申請が必要です。）。

税 務 署 に お い て 所 定 の 審 査 を 迅 速 に 行 い ま す

猶予が認められると...

- 税務署から、猶予税額や該当条項などを記載した猶予許可通知書が送付されます。
- 猶予期間中に猶予中の国税に関する納税証明書（その1）を取得した場合は、「備考」欄に猶予中である旨が記載されます。

その他、個別の事情に該当する場合は、その旨をお申し出ください

次のような個別の事情がある場合は、特例猶予の他に延滞税なしで納税の猶予が認められることがありますので、ご相談の際、お申し出ください。

【ケース1】新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

【ケース2】納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合、国税を一時に納付できない額のうち医療費や治療費等に付随する費用

納税の猶予 国税通則法第46条



国税の猶予の詳細はこちら

国税猶予

検 索



※地方税や社会保険料についても同様の制度が設けられています。

地方税については総務省のホームページを、

社会保険料については厚生労働省のホームページをそれぞれご確認ください。

総務省 : https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000399.html

厚生労働省 : https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10925.html

法人会会員のみなさまに

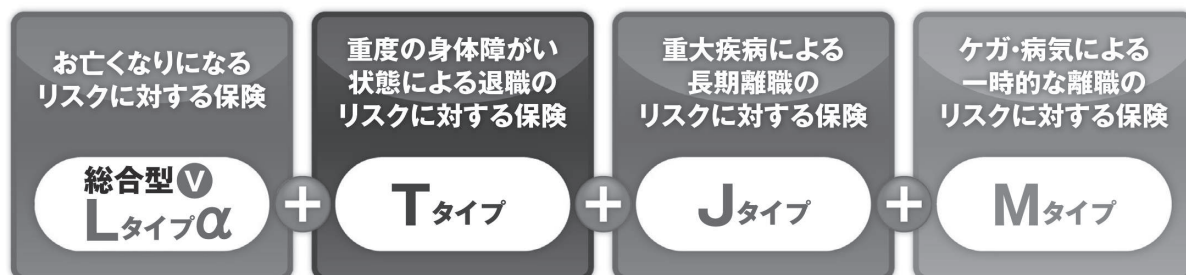
経営者大型総合保障制度

生命保険と損害保険の組み合わせにより、万一の場合はもちろん、働けなくなった場合のリスクに備えるための各種制度商品をご用意しています。

さらに、2019年7月から**総合型V Lタイプα**を新発売いたしましたので「保険金額」「保険期間」に加えて「保険料・解約払戻金のバランス」をオーダーメイドで設定いただけるようになりました。

業界初!
オーダーメイド型定期保険
Lタイプα

〈会社をお守りするトータル保障プラン〉



◎上記商品の正式名称は次のとおりです。

総合型V Lタイプα：大同生命の無配当歳満期定期保険（解約払戻金抑制割合指定型）と
AIG損保のベーシック傷害保険

Tタイプ：大同生命の無配当就業障がい保障保険（身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型）

Jタイプ：大同生命の無配当重大疾病保障保険（無解約払戻金型）

Mタイプ：大同生命の無配当総合医療保険（保険料払込中無解約払戻金型）

◎ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

◎記載は2020年2月現在の内容です。将来変更となる可能性があります。

引受保険会社

DAIIDO 大同生命保険株式会社

上野支社/東京都台東区東上野1-14-4(野村不動産上野ビル6F)
TEL 03-3831-7050

AIG AIG損害保険株式会社

東京第一プロチャネル営業部/東京都新宿区西新宿2-4-1(新宿NSビル)
TEL:03-6864-7041

F-2019-1021(2020年2月26日)
20-073001

都税における納税証明書は、すべての都税事務所・都税支所・支庁で申請できます

課税した事務所等に関わらず、納税証明書はすべての都税事務所・都税支所・支庁で申請できます（自動車税種別割に関する納税証明書（下表項番2、5）は、都税総合事務センター・自動車税事務所でも申請できます。）。下表を参照のうえ、お近くの都税事務所等で申請を行ってください。

なお、申告・納付後1～2週間以内に申請される場合は、①領収証書の原本（領収印のあるもの）②申告書の控え*（受付印のあるもの）の両方を、都税事務所（徴収管理班・納税証明担当）等の窓口までお持ちください。

都税における納税証明書の申請については、郵送でも受け付けております。詳しくは、主税局ホームページをご覧ください。

*②は、法人事業税、特別法人事業税、法人都民税等申告税目の場合に限りです。

（注）都税に関する証明等申請時には、「本人確認書類」の提示が必要です。

	証明の種類	申請先事務所	郵送申請先
1	納税証明（一般用） （自動車税種別割以外）	全都税事務所、都税支所、支庁	〒112-8787 東京都文京区春日 1-16-21 都税証明郵送受付センター
2	納税証明（一般用） （自動車税種別割）	全都税事務所、都税支所、支庁、 都税総合事務センター及び自動車税事務所	
3	滞納処分を受けたことのないことの証明	全都税事務所、都税支所、支庁	
4	酒類製造販売の免許申請のための証明	全都税事務所、都税支所、支庁	
5	自動車税種別割納税証明 （継続検査等用）	全都税事務所、都税支所、支庁、 都税総合事務センター及び自動車税事務所	

【お問い合わせ先】 各都税事務所（徴収管理班・納税証明担当）・都税支所・支庁

1時間まで **無料**。お気軽にどうぞ!!

法人会の

法律相談



1. 申し込み方法

- (1) 東京法人会連合会 事業課 あて電話で申し込んでください。
TEL：03-3357-0771（土・日・祝日を除く午前9時～午後4時）
- (2) その際、①所属法人会名 ②法人名 ③相談者名 ④連絡先電話番号をお知らせください。
- (3) 申し込み状況によってはお断りする場合もあります。
- (4) 申し込み後、別途、下記担当法律事務所あて電話のうえ相談日時等を打ち合わせてください。その際、必ず「東京法人会連合会の法律相談」利用の旨を教えてください。
- (5) 相談日時は毎週月曜日から金曜日まで（祝日は除く）の午前10時・11時および午後2時・3時・4時です。

2. 利用できる方

都内各法人会の会員企業および経営者等。（同一会員の相談は月1回に限らせていただきます。）

3. 相談内容

法律全般。（相続等会社業務以外の相談も可。）

4. 担当法律事務所

成和パートナーズ法律事務所（令和2年1月6日 羽野島法律事務所から名称変更）
港区西新橋1丁目20番3号 虎ノ門法曹ビル 501号
TEL：03-3592-0541 FAX：03-3592-0543

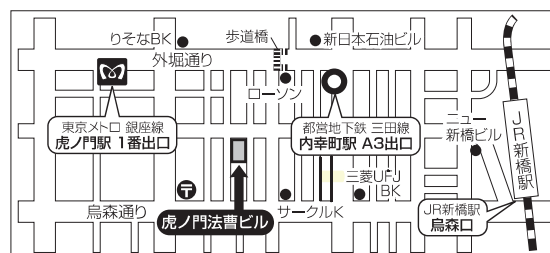
5. 相談場所

左記法律事務所

交通：地下鉄 都営三田線「内幸町」駅（A3出口）徒歩3分
東京メトロ 銀座線「虎ノ門」駅（1番出口）徒歩5分
JR「新橋」駅（烏森口）徒歩7分

6. その他

- 無料相談時間は1時間までです。（東京法人会連合会が負担します。）
- 時間を超えて相談される場合は相談者の負担となります。
- 料金は延長30分ごとに、5,000円（別途消費税）です。その場で実費をお支払いください。



◇お問い合わせ先 （一社）東京法人会連合会 TEL：03-3357-0771

自転車の事故のうち約42%が交差点での出合頭の事故!!

交差点に「止まれ」の標識があれば、自転車も必ず止まって、左右をしっかりと安全確認しましょう!



赤信号は必ず STOP! 青信号でも油断しないで、左右をしっかりと確認してから進みましょう!



自転車は、車道の左側通行が原則! 歩道は例外!

自転車で歩道
を通行すること
ができるのは

- 13歳未満の子供や、70歳以上の高齢者、身体が不自由な人が自転車に乗るとき
- 自転車通行可の標識がある場合や、車道を通行することが危険でやむを得ない場合など



歩道は歩行者優先です! 歩道の中央から車道寄りをゆっくり走って、歩行者の通行の妨げになるときは、一時停止しましょう。危ないと思ったら自転車を押して歩きましょう。

西 新 井 警 察 署 03-3852-0110 交 通 課 : 内 線 4112



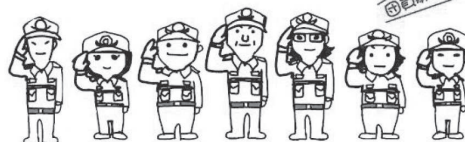
今 あなたの力が必要です 消防団員募集中



消防団員は、それぞれの職業に就きながら、自営業や会社員、学生や主婦などで組織されている消防機関です。消防団は消防署と連携し、消火活動や人命救助活動などを行うほか、地域住民に対し、防火防災指導や応急救護活動を行っています。

地域に密着している消防団は、災害活動や住民の方への防災指導など安全・安心な街づくりの実現に欠かせない存在です。

首都東京を守る消防団



■入団条件

- ・18歳以上の健康な方
- ・消防団の区域内に居住、勤務又は通学している方

入団に関する問合せ先

西新井消防署 警防課防災安全係 03-3853-0119

催しものインフォメーション

9月		
日付	内容	場所
4日(金)	源泉部会役員会	書面報告
9日(水)	研修委員会	書面報告
11日(金)	源泉部会会議	中止
11日(金)	ブロック長会	法人会館
18日(金)	税制委員会	書面報告
23日(水)	広報委員会	法人会館
未定	厚生委員会	法人会館

10月		
日付	内容	場所
2日(金)	サービス事業委員会	法人会館
10日(土)	あだち区民祭り	荒川河川敷 (中止)
11日(日)		
16日(金)	源泉部会役員会	法人会館
16日(金)	源泉部会会議	法人会館
22日(木)	第26回法人会ゴルフ大会	中止
27日(火)	総務委員会	法人会館
下旬	署長講演会	法人会館

※コロナウイルスにより、多くのイベントや会議が中止又は延期せざるを得なく無くなりました。
今後も同様な状況が続くと思われますので、中止又は延期になった際にはご協力の程よろしくお願い申し上げます。

御存知ですか？ こんな有意義な説明会が、行なわれています。

決算法人説明会

冒頭に軽減税率の説明を行ないます。
法人税、消費税の決算時のチェックポイントを
東京税理士会西新井支部の税理士が説明します。

★受講料、テキスト代は無料です。★

月日	時間	場所
10月15日(木)	14:00～16:30	法人会館
12月17日(木)	14:00～16:30	法人会館

新設法人説明会

法人設立時の税務手続、源泉徴収のしかた、
及び消費税等について、西新井税務署の担当者が説明します。

★受講料、テキスト代は無料です。★

月日	時間	場所
11月19日(木)	14:00～16:00	法人会館

※上記日程については、急遽変更になる場合もありますので、ご了承ください※

表紙のことば Vol.259

元の隅神社より見た日本海の朝焼け

表紙の写真は山口県長門市、「元の隅神社」より日本海を望み撮影した朝焼けの情景です。この情景を撮るため山口県の瀬戸内海側、宇部市のホテルを午前4時に出発し2時間かけて到着し撮影しました。元の隅神社はあまり知られていない神社でしたが、海辺に赤い鳥居が並び、外国の観光客に人気が出始め、ここ最近、有名な観光地となりました。山口県はあまり出かけたことがなく、2泊で出かけてみました。主に撮影スポットとなるべきところを中心に回ります。この旅行で見て回ったのは厳島神社、角野大橋、防府天満宮、錦帯橋、広島原爆ドームです。なかなか一般的な観光ツアーでは行けません。個人で入念な計画を立てます。1日の走行距離も400kmくらいクルマを走らせます。日本国内でもまだ行ってないところが沢山あります。これからは暇をみて、出かけてみたいと思っています。

(広報委員会 副委員長 永田 一雄)

編集後記

心から願うこと

この度の各地での豪雨災害において、被災された関係者の皆様並びにご家族の皆様へ、心よりお見舞い申し上げます。

さて、コロナ感染における緊急事態宣言が解除され、徐々に日常生活が戻りつつある中、首都圏を中心に感染が再び増加しており、油断のできない状況です。

今まで当たり前で日常生活をしていたことが幸せなことであつたと実感しています。

兎に角、一刻も早く事態が収束して、元の生活に戻れることを願うばかりです。

(梅島支部 広報委員 坂巻 義一)

法人会員の税務無料相談室

法人会では、東京税理士会西新井支部にお願いして、会員のあらゆる税の相談、記帳指導の相談室を開設いたしております。お気軽にご利用ください。
毎週一回、予約制により、待ち時間のないよう実施しています。
あらかじめ電話で予約してください。

栗原3丁目10番19号 東武大師前サンライトマンション103号
東京税理士会西新井支部(西新井税務署隣り)
TEL 03(3889)4608～9

第259号
発行

編集
印刷所

令和2年9月5日
一般社団法人 西新井法人会
足立区栗原三丁目10-16
TEL 03(3852)2511
<http://www.tohoren.or.jp/nishiarai/>
広報委員会
株式会社トーコロ
東京都足立区梅島二丁目32-9
TEL 03(3852)1211



Every day that I missed practicing
takes me one day longer to be good.

練習を休めば、その分だけ上達するのが遅くなる。

ベン・ホーガン

トーキョージャンボゴルフセンター



<http://www.tokyo-jumbo.co.jp/>

東京ジャンボ

検索

足立区入谷 9-26-1

03-3853-0562

SINCE
1970

不動産の
プロフェッショナルとして
最適な
ライフステージを
ご提供



No.15ビル



No.10ビル



No.11ビル



No.12ビル



No.13ビル



まさひろ商事不動産本社ビル

賃貸

売買

事業用

管理

不動産コンサルティング

創業1970年、足立区の不動産に特化し、地域に密着した不動産会社ならではの対応、情報の提供に努めております。足立区の不動産情報なら、まさひろ商事不動産におまかせください。

賃貸・売買仲介・管理だけでなく総合的な不動産コンサルティングを行い、インターネットを最大限に利用しています。



地域密着経営。足立区の不動産のことなら

まさひろ商事不動産(株)

まさひろ商事

検索

谷在家駅より徒歩5分

足立区谷在家1-8-12 まさひろ商事ビル1F



03-3890-8314